

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費
(既築住宅のZEH改修実証支援事業)
交付規程(案)

制定 2025年 月 日

S I I - B B A 2 5 0 - 0 3 - 0 0 0 0 0 1 - R

(通則)

第1条 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費(既築住宅のZEH改修実証支援事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費交付要綱(20210128財資第19号。以下「交付要綱」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という。)が行う、経済産業省からの交付要綱第3条に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象、補助率、補助金の上限額)

第3条 S I I は、補助金の趣旨に則り、既存住宅に対し高性能建材や高性能設備機器等を導入することでZEH水準を超える住宅へ改修する事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I I が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別紙2第1の事項を記載した補助金交付申請書にS I I が定める書類(以下、「添付書類」という。)を添えて、S I I が別に定める時期までに提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 申請者及び補助事業者は、前条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく事故の報告、第

第14条の規定に基づく状況の報告、第15条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績の報告、第16条の規定に基づく補助事業の承継承認申請、第18条第2項の規定に基づく支払請求、第19条第7項の規定に基づく返還報告、第25条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、S I I が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第6条 S I I は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第2項の規定に基づく通知、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条の規定に基づく通知、第17条第1項の規定に基づく通知、第19条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第4項の規定に基づく返還の請求、同条第5項の規定に基づく納付の通知、第24条第2項の規定に基づく納付の通知（第25条第5項の規定において準用する場合を含む。）又は第25条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メール等により行うことができる。

（交付決定の通知）

第7条 S I I は、第4条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第1による補助金交付決定通知書を、申請者に通知するものとする。この場合において、S I I は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 S I I は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 S I I は、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 S I I は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- （1） 補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- （2） 補助事業者は、第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I I に報告すべきこと。
- （3） 補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめS I I の承認を受けるべきこと。
- （4） 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第13条の規定に基づき速やかに本事業体に報告し、その指示を受けるべきこと。

- (5) 補助事業者は、S I I が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、S I I の指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、S I I が第19条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、S I I が第19条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還するとともに、第19条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第23条第1項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、S I I が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (9) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめS I I の承認を受けるべきこと。
- (10) 補助事業者は、第24条第2項及び第25条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I I の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業終了後、S I I の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、S I I に書面をもって申し出なければならない。

（契約等）

第10条 補助事業者は、補助事業の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

- 2 補助事業者は、前項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、S I I の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 S I I は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はS I I から求めがあった場合はその求めに応じなければ

ばならない。

- 4 前項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(計画変更等の承認等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別紙2第2の事項を記載した計画変更承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 S I Iは、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 S I Iは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I Iの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 S I Iが第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I Iに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I Iは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I Iに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) S I Iは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) S I Iは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額

その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I Iが行う弁済の効力は、S I Iが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙2第3の事項を記載した事故報告書をS I Iに提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、S I Iが特に必要と認めて要求したときは、別紙2第4の事項を記載した状況報告書をS I Iが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又はS I Iが定める期日のいずれか早い日までに、別紙2第5の事項を記載した実績報告書をS I Iに提出しなければならない。
- 2 補助事業者の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、S I Iより前項に準ずる実績報告書の提出を求められた場合は、S I Iが定める期日までに提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめS I Iの承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第16条 S I Iは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、別紙2第6の事項を記載した承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第17条 S I Iは、第15条第1項の報告を受けた場合には、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）又は、別途S I I が定めた額のいずれか低い額とする。

（補助金の支払）

- 第18条 S I I は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別紙2第7の事項を記載した精算払請求書をS I I に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第19条 S I I は、第11条第1項第2号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- （1） 補助事業者が法令若しくは本規程に基づくS I I の処分又は指示に違反した場合
 - （2） 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - （3） 補助事業者が補助事業等に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - （4） 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - （5） 補助事業者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に違反した場合
- 2 前項の規定は、第17条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 S I I は、第1項の規定に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 4 S I I は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 5 S I I は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、第22条第1項に定める加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
 - 6 第4項の補助金の返還期限は、返還の請求がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じ、第23条第1項に定める延滞金を徴収するものとする。
 - 7 S I I は、補助事業者が第4項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、別紙2第8の事項を記載した返還報告書により報告させるものとする。

(手続)

第20条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第9条に基づく申請の取下げ、第11条第1項に基づく計画変更承認申請書、第13条に基づく事故報告書、第14条に基づく状況報告書、第15条第1項若しくは第2項に基づく実績報告書及び第16条に基づく承継承認申請書の手続の代行を、第三者（以下「手続代行者」という。）に対し依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施するものとする。
- 3 補助事業者及び手続代行者は、S I Iに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはならない。
- 4 S I Iは、補助事業者及び手続代行者が偽り其他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、交付決定により得た権利の失効、及び交付申請の却下を行うことができるものとする。この場合において、S I Iは、S I Iの所管する契約の全部又は一部について一定期間指名等の対象外とすること、並びに補助事業者の名称、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

(協力)

第21条 S I Iは、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは補助事業者及び手続代行者に対し、協力を求めることができるものとする。

(加算金の計算)

第22条 S I Iは、加算金を徴収する場合、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収するものとする。

- 2 S I Iは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23条 S I Iは、延滞金を徴収する場合、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

- 2 S I Iは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第24条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第2・3による取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 S I I は、補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額又は見込まれる収入額の全部若しくは一部をS I I に納付させることがある。

（財産処分の制限等）

- 第25条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、S I I が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別紙2第9の事項を記載した財産処分承認申請書をS I I に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 S I I は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。
 - 5 前条第2項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。ただし、災害又は火災（補助事業者等の責めに帰することのできない事由による場合に限る。）により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄等に該当する場合には、財産処分承認申請書をS I I に提出することによって、承認を受けたものとみなし、納付は求めないこととする。ただし、申請書において記載事項の不備など必要な要件が具備されていないとS I I が認める場合は、この限りでない。
 - 6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第2項の規定は適用しない。

（補助事業の経理等）

- 第26条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、S I I の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

- 第27条 補助事業者は、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他の必要な事項）

第28条 S I Iは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びS I Iが業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項はS I Iが別に定める。

附 則

この規程は、2025年 月 日から施行する

別表

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（既築住宅のZEH改修実証支援事業）

補助対象経費の区分、補助率、補助金の上限額

補助金の名称	対象経費の区分		内容	補助率	補助金の上限額
住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費	既築住宅のZEH改修実証支援事業	設計費	省エネルギー性能の表示に係る費用	1／2以内	400万円／戸 ただし、原油高騰対策のため、寒冷地については、上限500万円／戸とする。
		設備費	補助事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する費用		
		工事費	補助対象の実施に不可欠な工事に要する経費		

※申請代行手数料・消費税及び地方消費税は、補助対象としない。

※寒冷地とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）」別表第10に規定する地域の区分のうち、1、2、3又は4の地域をいう。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙 2

第 1 交付申請書に記載する事項

1. 申請者の氏名又は名称（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 手続代行者の名称及び代表者等名および住所
3. 工事対象住宅の情報
4. 補助金交付申請額
5. 工事期間

（注）申請書には、以下の書類を添付すること。

- （1）別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記
- （2）別添 役員名簿
- （3）その他 S I I が指示する書類

第 2 計画変更承認申請書に記載する事項

1. 補助事業者の氏名又は名称（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 手続代行者の名称及び代表者等名および住所
3. 交付決定番号
4. 変更の内容
5. 変更の理由
6. 変更が補助事業に及ぼす影響
7. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

（注 1）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めて記載すること。

（注 2）工事内容の変更によって補助金の額に変更が生じる場合であっても、交付決定通知書に記載された金額を上限とする。

第 3 事故報告書に記載する事項

1. 補助事業者の氏名又は名称（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 手続代行者の名称及び代表者等名および住所
3. 交付決定番号
4. 事故の原因及び内容
5. 事故に係る金額（単位：円）
6. 事故に対して採った措置
7. 補助事業の遂行及び完了の予定

第 4 状況報告書に記載する事項

1. 補助事業者の氏名又は名称（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 手続代行者の名称及び代表者等名および住所

3. 交付決定番号
4. 補助事業の状況の概要
5. 補助対象経費の使用状況

第5 実績報告書に記載する事項

1. 補助事業者の氏名又は名称（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 手続代行者の名称及び代表者等名および住所
3. 交付決定番号
4. 事業完了日
5. 実績報告の補助金の額
6. 補助事業の実施に係る契約先

第6 承継承認申請書に記載する事項

1. 補助事業者の氏名又は名称（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 手続代行者の名称及び代表者等名および住所
3. 交付決定番号
4. 承継を受ける予定の者
5. 補助事業の地位の承継理由
6. 補助事業の地位を承継する予定日
7. 交付決定通知書に記載された補助金の額

第7 精算払請求書に記載する事項

1. 補助事業者の氏名又は名称（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 交付決定番号
3. 精算払請求金額
4. 振込先

第8 返還報告書に記載する事項

1. 補助事業者の氏名又は名称（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 交付決定番号
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金
6. 加算金及び延滞金の算出根拠

7. 未返還金額

- (1) 返還金
- (2) 加算金
- (3) 延滞金

※補助金額（補助対象経費区分ごと）は、小数点以下（1円未満）を切り捨てとする。

第9 財産処分承認申請書に記載する事項

- 1. 補助事業者の氏名又は名称（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所
- 2. 交付決定番号
- 3. 処分しようとする財産及びその理由

- (1) 財産の名称
- (2) 財産名（仕様）
- (3) 数量
- (4) 処分の方法（注1）
- (5) 処分の理由
- (6) 備考（処分の時期等）

- 4. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）

- 5. 処分の条件（注2）

（注1） 処分の方法として転用、譲渡（有償）、譲渡（無償）、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載する。

（注2） （1）当該財産処分において相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。

（2）取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。

別添

年 月 日

役員名簿

役員名簿（記入例）

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				会社名	役職名
		和暦	年	月	日		
カンキョウ タロウ	環境 太郎	S	3 0	0 3	0 4	株式会社環境	代表取締役
トウホク イチロウ	東北 一郎	S	4 0	0 1	0 1	株式会社環境	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	4 5	1 2	2 4	株式会社環境	取締役

（注１）申請者が個人の場合は不要とする。

（注２）役員名簿については、氏名カナ（全角、姓と名の間を全角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間を全角で１マス空け）、生年月日（全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は２桁全角）、会社名及び役職名を記入する（上記記入例参照）。

また、外国人については、氏名漢字欄は商業登記簿に記載のとおりに入力し、氏名カナ欄はカナ読みを入力すること。

宛

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事

令和 年度
住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費
(既築住宅のZEH改修実証支援事業)
交付決定通知書

年 月 日をもって申請のあった経済産業省からの住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費交付要綱第3条に基づく国庫補助金については、住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（既築住宅のZEH改修実証支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助事業者名
2. 交付決定番号
3. 交付決定日
4. 補助金の額

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費については、別に通知するところによるものとする。

5. S I I は、住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（既築住宅のZEH改修実証支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第17条の規定に基づき、提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。
6. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。
 - (1) 補助事業者は、法律、交付規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
 - (2) 補助事業者は、交付規程第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I I に報告すべきこと。
 - (3) 補助事業者は、交付規程第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめS I I の承認を受けるべきこと。
 - (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第13条の規定に基づき速やかにS I I に報告し、その指示を受けるべきこと。
 - (5) 補助事業者は、S I I が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業

- の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、S I I の指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、S I I が交付規程第 19 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、S I I が交付規程第 19 条第 4 項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第 19 条第 5 項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第 23 条第 1 項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、S I I が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (9) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ S I I の承認を受けるべきこと。
- (10) 補助事業者は、交付規程第 24 条第 2 項及び第 25 条第 3 項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I I の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業終了後、S I I の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。
7. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。また、補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期すこと。
- (1) 適正化法第 17 条の規定による交付決定の取消し、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) S I I の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。
8. 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（既築住宅の Z E H 改修実証支援事業）別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。
9. その他、S I I の付した条件を遵守しなければならない。

(様式第 2 ・ 3)

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）

〔 年度〕

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制限 期間	保管場所	備 考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（既築住宅のZEH改修実証支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第24条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、交付規程第24条第2項に定める期間を記載すること。